

種別	告示	出所	財務省	文書番号	第 82 号	文書日付	H30.03.30
輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第 82 号）							

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件

(財務省告示第 82 号・H30.03.30)

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

輸入統計品目表第○四〇二・一〇号の規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 24 条第 1 項」に改める。

輸入統計品目表第○四〇二・一〇号から第○四〇二・二九号までの規定、第○四〇二・九九号、第○四〇三・九〇号、第○四〇四・一〇号及び第○四〇五・一〇号から第○四〇五・九〇号までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 13 条第 1 項」を「畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項」に改める。